

# 集団回収を積極的に支援します――

地域の皆さんが新聞、雑誌、段ボールなどの資源を集める集団回収。平成11年度は約500団体が参加して回収量は、14,510トンでした。良質な資源が効率よく集まり、地域のリサイクル意識が高まる集団回収を区では「リサイクルの第一の柱」と位置付け積極的に支援します。そのひとつとして団体と回収業者、区との意見交換の場となる「集団回収連絡会」を新たに設けました。

中央地区(6月16日開催:グリーンパレス)と東部地区(8月31日開催:東部区民館)の集団回収連絡会での話題、質問についてお伝えします。

## 資源回収開始でちょっと心配しましたが…

昨年10月から始まった、週一回の資源回収事業。集団回収への影響を心配しましたが開始後半年間の回収量は前年を上回りました。区民の皆さんの意識が一段と高まった結果といえるでしょう。

## 集団回収に対する区の支援内容

### 1. 報奨金の支給

回収量1kgにつき6円を支給。

### 2. 回収支援用品の支給

古紙を縛ったままリサイクルできる紙ひも(牛乳パック100%で再生)を新しく加えました。その他、軍手、エプロンを支給。

### 3. 回収補助用具の貸出

回収場所標示旗、雨よけシート等を貸出していますが、今年度は抜取り防止コメントを入れた新型タイプの回収場所標示旗を作成しました。

### 4. 集団回収連絡会の設置

団体同士や回収業者、区を交えた情報交換の場を設置し、活発化を図ります。

### 5. 集団回収への参加促進

集団回収を紹介したパンフレット等を作成して参加を促進します。

## 苦労しています! いろいろと…

☆回収した資源の保管場所として、町会会館の一部をお借りしています。(五北子ども会)

☆アルミ缶保管場所の臭いや虫の発生に気を使います。(くすのき五北寿会)

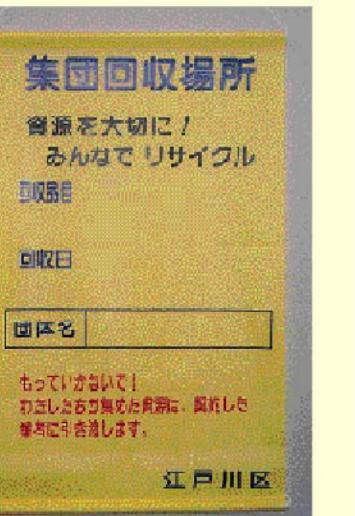
☆現在、1ヶ月おきに車と自転車で回収。毎月実施の希望も多いけれど、役員のなり手が無くなるというジレンマに悩んでいます。(南篠崎一丁目たけのこ子ども会)

## 特集 がんばっています! 集団回収

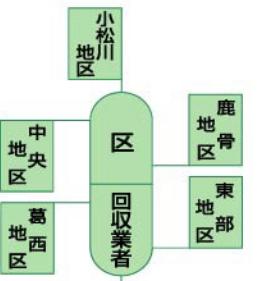
### スタートしました。集団回収連絡会



### 新しい 標示旗ができました



ご希望団体は、  
清掃・リサイクル課へ  
ご連絡ください



集団回収連絡会は  
6地区で開催します



## 上手に集団回収

☆効果的な周知方法として、回収日前日、子どもたちがハンドマイクで町内を巡回。(松島西町会子ども会)  
☆目標回収量を決めることで活動が活発化。

(東四町会)

☆回収日を掲示板・回覧板等でお知らせ。(一之江六親子ども会)

(鎌田小PTAスカイハイツ地区校外委員会)

☆空き缶の回収個数に応じてスタンプを発行。スタンプが貯まると地域内の菓子店等で使える金券に交換。(五分一たけのこ子ども会)

☆地域内の回収場所40ヶ所を町会会員が車で回収。(椿東町会)

☆子どもたちが登校時に回収。(鎌田小PTAアルミ缶リサイクル)

ちょっといい話です! 役立っています! 集団回収

☆毎年、数ヵ所の老人ホームを慰問。

(松島東町会婦人部)

☆病院や福祉施設に車イスを寄贈。

(くすのき五北寿会)

☆施設利用者が、地域の方々と交わる手段として活動に励んでいます。

(つばき土の会[もぐらの家]後援会)

☆町会会館建設を目的に報奨金を積立。

(椿東町会)

☆40年を経過する回収活動の中で、町会の備品を多数購入。

(椿親和会環境婦人部)

☆敬老の日に記念品を贈呈。

(下篠崎町会)

☆青少年健全育成を兼ねてスタート。年1回子どもたちが協力家庭にお礼。

(篠崎ホーマーズ)

## 質問なども活発に!

Q 資源回収日、集積所から業者が新聞を取っていくので困っています。

A 民間業者が持っていくのはやめてもらいたいと考えています。(ただし、道路上の集積所に出されたものは所有権を放棄しているものとみなされ、たとえ資源でも窃盗罪等の法的な対応が難しい状況です。)

Q 対応策はありますか?

A 町会と清掃事務所が連携して集積所への「持ち去り注意ビラ」の張り出しへをすすめています。また、業者団体には防止策の検討を要請するとともに、対応策について警察などの関係機関と協議をしています。

Q 最近「古着など布類の回収が難しい」ということを耳にしましたが?

A 衣料品の低価格化から、季節ごとに衣類を使い捨てる人が増えて、ボロの発生量が急増しています。その結果、問屋が満杯状態で、引き取れないケースが発生しています。衣料品に限りませんが、ものを大切に長期間使うことが欠かせません。

Q 商店、事務所等事業系の段ボールの扱いについて、長年、協力してくれている商店に対して、断りにくいところがある。また、集団回収で扱えない理由、取扱いについて事業者にお知らせしてほしい。

A 集団回収は家庭から出る資源のみを対象としています。報奨金も支払われていることから原則として事業系の資源は扱いません。事業系の資源はごみと同様に事業者の自己処理責任が法律で定められていることを適宜、事業者に周知していきます。

※この他にも、皆さんからご意見等が出されました。紙面の都合で全てご紹介できません。ご了承願います。【編集部】